

○公立大学法人周南公立大学個人情報開示等取扱規程

(令和5年6月30日規程第6－8号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人周南公立大学個人情報保護規程（以下「規程」という。）第62条の規定に基づき、公立大学法人周南公立大学が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)その他関連法令の定めるところによる。

(開示請求書)

第3条 法第77条第1項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書（別記第1号様式）により行うものとする。

(開示決定等に係る通知)

第4条 理事長は、法第82条第1項又は第2項の規定により開示決定等を行った場合は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書により開示請求者に通知するものとする。

(1) 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記第2号様式）

(2) 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書（別記第3号様式）

(3) 法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（別記第4号様式）

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。

3 理事長は、前項の規定により開示決定等の期限を延長する場合は保有個

個人情報開示決定期間延長通知書（別記第 5 号様式）により開示請求者に通知するものとする。

4 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から 44 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、理事長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。

5 理事長は、前項の規定により開示決定等の期限を延長する場合は、保有個人情報開示決定等の期限特例通知書（別記第 6 号様式）により開示請求者に通知するものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第 6 条 法第 86 条第 1 項の規定による第三者に対して開示決定等を行うに当たって行う通知は、意見照会書（別記第 7 号様式）により行うものとする。

2 法第 86 条第 3 項の規定による開示に反対の意思を表示した意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（別記第 8 号様式）により行うものとする。

（保有個人情報の閲覧の方法）

第 7 条 保有個人情報の閲覧をする者は、関係職員の指示に従うとともに、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱わなければならない。

2 理事長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対して、保有個人情報の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（電磁的記録の開示の実施の方法）

第 8 条 法第 87 条第 1 項に規定する保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法は、当該電磁的記録の視聴若しくは複製物の交付又は当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付とする。

（開示の実施方法等の申出）

第 9 条 法第 87 条第 3 項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報開示方法等申出書（別記第 9 号様式）により行うものとする。

(費用負担等)

第 10 条 法第 89 条第 7 項の規定による手数料は徴取しない。

2 保有個人情報の写しの交付を行う場合における当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

3 写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用を収める方法は、郵便切手で納付する方法その他理事長が定める方法とする。

(訂正請求書)

第 11 条 法第 91 条第 1 項の規定による訂正請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書(別記第 10 号様式)により行うものとする。

(訂正決定等に係る通知)

第 12 条 法第 93 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(別記第 11 号様式)により行い、同条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報訂正不承認決定通知書(別記第 12 号様式)により行うものとする。

(訂正決定等の期限延長の通知)

第 13 条 理事長は、法第 94 条第 2 項の規定により訂正決定等の期間を延長したときは、保有個人情報訂正決定期間延長通知書(別記第 13 号様式)により請求者に通知するものとする。

2 法第 95 条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期限特例通知書(別記第 14 号様式)により行うものとする。

(提供先への通知)

第 14 条 法第 97 条の規定による保有個人情報の提供先に対する通知は、保有個人情報訂正通知書(別記第 15 号様式)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第 15 条 法第 99 条第 1 項の規定による利用停止請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書(別記第 16 号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等に係る通知)

第 16 条 法第 101 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(別記第 17 号様式)により行い、同条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止不承認決定通知書(別記第 18 号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限延長の通知)

第 17 条 理事長は、法第 102 条第 2 項の規定により利用停止決定等の期間を

延長したときは、保有個人情報利用停止決定期間延長通知書（別記第 19 号様式）により行うものとする。

- 2 法第 103 条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限特例通知書（別記第 20 号様式）により行うものとする。

（審査請求）

第 18 条 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書（別記様式第 21 号様式）により行うものとする。

（その他）

第 19 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。
- 2 公立大学法人周南公立大学が保有する個人情報の開示等に関する規程（令和 4 年 4 月 1 日規程第 6 - 5 号）は、廃止する。